

報告第1号

専決処分の報告について

みやき町長の専決処分事項の指定に関する条例（平成29年みやき町条例第15号）第2条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和 4年 3月 7日提出

みやき町長 岡 毅



専決処分第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年12月22日

みやき町長 岡



損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、法律上町の義務に属する損害賠償に関し、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 和解の相手方

略

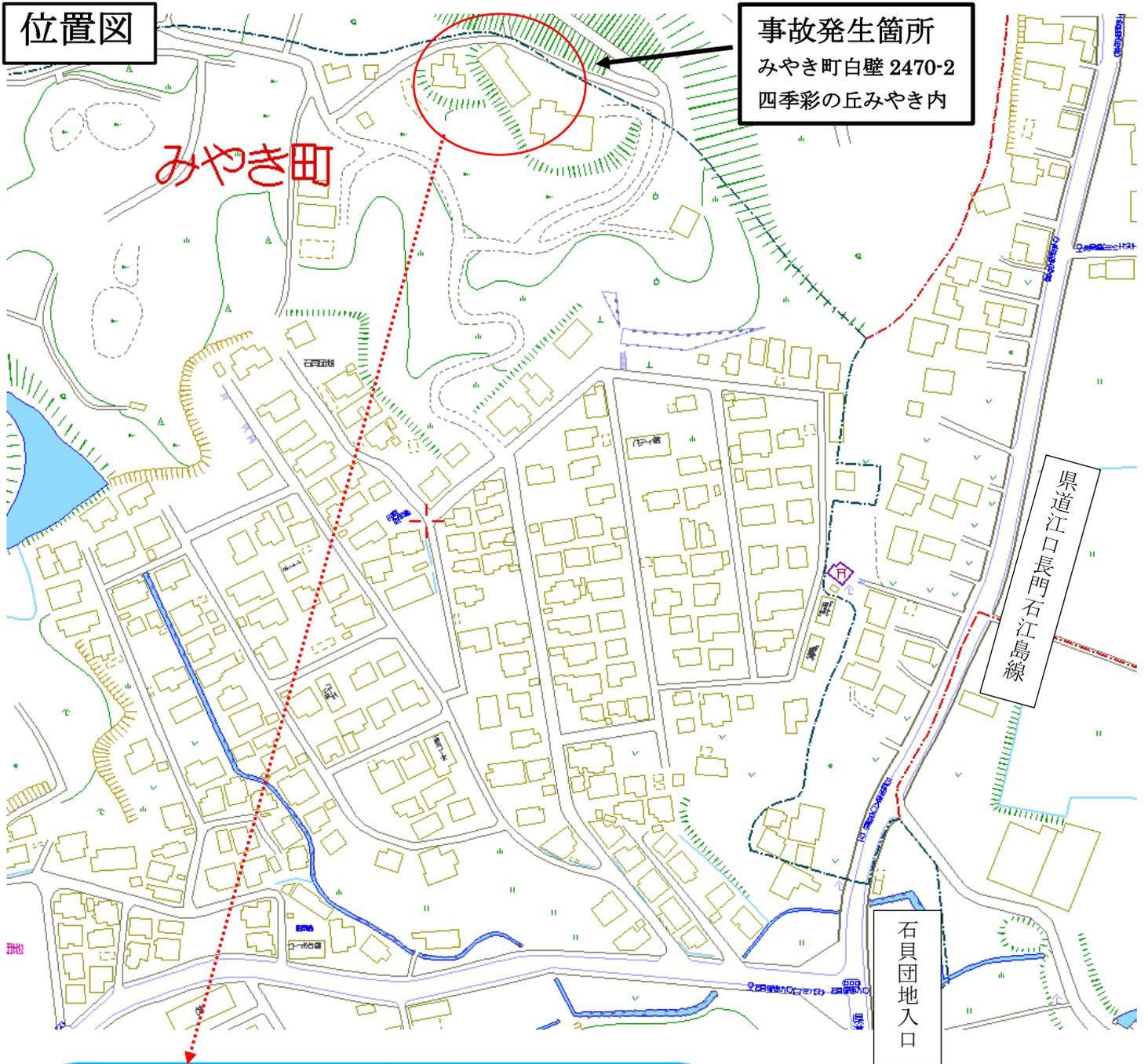
2 事案の概要

令和3年9月15日13時50分頃、みやき町大字白壁2470番地2 四季彩の丘みやき敷地内において、車庫棟に前から駐車していた公用車を運転者がバックで出庫する際、後方に駐車中の相手方車両に気付かずに衝突した事案である。

3 和解の内容

町は、相手方に対し、損害賠償金として280,005円を支払う。

位置図

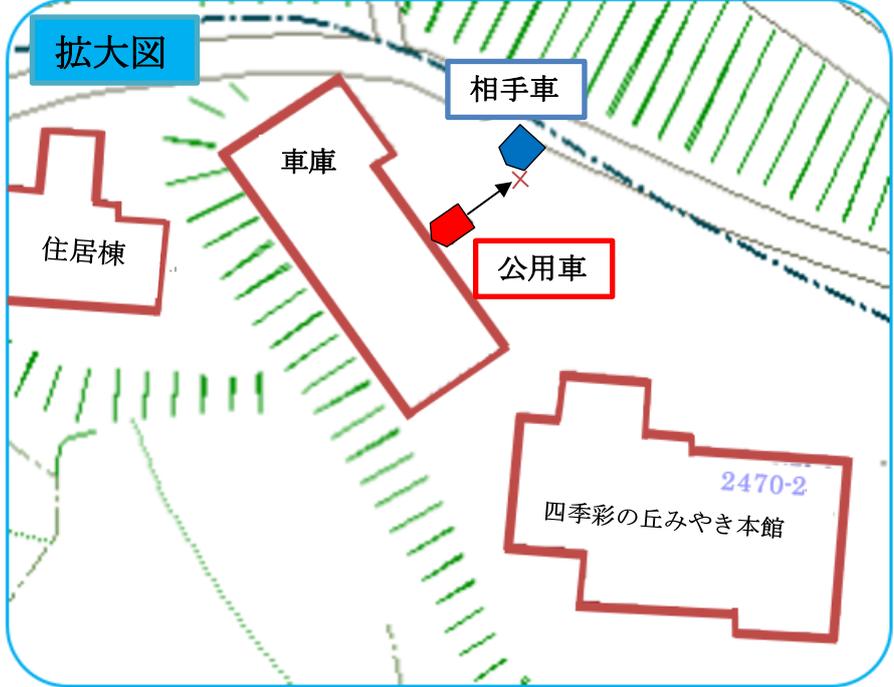


事故発生箇所
みやき町白壁 2470-2
四季彩の丘みやき内

みやき町

県道江口長門石江島線

石貝団地入口



拡大図

相手車

車庫

住居棟

公用車

2470-2

四季彩の丘みやき本館